

千葉県社会福祉士会 会員: 君和田

以下の点について疑義が生じたため、会員意見として提起いたします。

【負担金額等について】

3万円の消費税法上の扱いは(課税か対象外か。課税対象であるなら内税か外税か)。また申告の収入については課税前としているので、これは消費税を含まない額との理解でよろしいか。

【申告及び納付の細目について】

- ・申告期限及び納付期日は、具体的にいつ頃を考えているのか
- ・指定する方法は具体的にどのようなものと考えているのか
(例: 証憑類の添付や提出方法等)

【配分委員会について】

- ・理事との兼務は可能なのか
- ・配分結果については総会報告事項になるのか
- ・(「できる」の内容について)これは目的外流用ではないか。
(これだけの提案理由を明確に述べているのなら、なぜ用途を義務「充てることとする」にして、特に説明でも会長が事務局員給与の引上げに言及しているのなら、負担金の用途は事務局体制の強化に限定しなければ、そもそも負担金徴収の趣旨に反するのではないか。公益活動や実費弁償なら本会の活動費から捻出すべきものであり、この負担金をあてるべきではないと考える)。

【退会者について】

- ・どのような扱いを考えているのか(無申告又は負担金未払の場合)

【申告の把握等について】

- ・5月の修正案では、無申告または負担金未払等の場合の対応の記載がない。どのように考えているのか。